

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

( 新設・拡充・延長・その他 )

No	37	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車税）		
要望項目名	被災自動車の所有者等が代替自動車を取得した場合における当該自動車に係る自動車税の特例		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）           東日本大震災により滅失等した自動車等（以下、「被災自動車等」）の所有者等のうち、被災自動車等の代替として新たに自動車等（以下、「代替自動車等」）を取得する者</li> <li>・特例措置の内容           東日本大震災により滅失等した被災自動車の所有者が平成28年3月31日までに代替自動車を取得した場合、当該自動車に係る自動車取得税を非課税とする特例措置が講じられている。           消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に自動車取得税が廃止される一方、自動車税については、平成27年度税制改正において、環境性能課税（環境性能割）を取得時の課税として実施することとされているが、その場合であっても、代替自動車の取得に係る被災者の負担を軽減する本特例を適用させるものである。</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第52条、54条、57条		
減収見込額	[初年度] ( ) [改正増減収額]	[平年度] ( )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担を軽減する。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成23年3月11日の東日本大震災の発災以降の被災自動車等の台数は約16万台に上る。 本特例措置が講じられてから平成26年6月末までの間、国税である自動車重量税の特例措置を受けた代替自動車等の台数は約5万8千台であり、被災自動車等の台数の約4割弱にとどまっている（平成26年6月末現在）。また、平成26年度に入ってからも代替自動車等が一定数取得されている。 このため、平成26年度税制改正において、被災自動車等の所有者等が代替自動車等を取得した場合における当該自動車等に係る車体課税の特例の適用期限を2年間延長したところである。 他方で、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に自動車取得税が廃止される一方、自動車税については、平成27年度税制改正において、環境性能課税（環境性能割）を取得時の課税として実施することとされているが、今後も、被災者による代替自動車等の取得が継続すると見込まれることから、環境性能課税が導入された場合であっても、代替自動車の取得に係る被災者の負担を軽減する本特例を適用させる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	一		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興
	政策の達成目標	被災者が取得する代替自動車の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	環境性能割導入後から平成28年3月31日までの期間
	同上の期間中の達成目標	被災者が取得する代替自動車の増加
	政策目標の達成状況	被災自動車等の台数は16万台に上る一方、本特例措置が講じられてから平成26年6月末までの間、国税である自動車重量税の特例措置を受けた代替自動車等の台数は約5万8千台であり、被災自動車等の台数の約4割弱にとどまっている等、代替自動車等の取得は今後も継続することが見込まれる。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例により、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担を軽減するための措置であり、対象として的確である。

税負担軽減措置等の適用実績	【自動車取得税】12,144台（平成24年度） 【自動車税】— 【軽自動車税】—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例により、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成23年度創設 平成26年度延長（2年間）